

石巻市危険ブロック塀除却等事業補助対象

R1.5.1時点

除却補助対象

次の条件全てに該当するコンクリートブロック造、石造、れんが造り及びその他組積造りによる塀並びに門柱の除却費用です。

道路に面しているブロック塀等。

道路からの高さが1m（擁壁上の場合は、0.4m）以上のもの。

道路境界までの水平距離より高さが高いもの。

市が実施する判定調査の結果、改修が必要と認められたもの。

ブロック塀等の一部を残す場合は、道路面からの高さが50cm以下まで。

補助金額

1㎡あたり4,000円を乗じて算定した額。（限度額15万円）

軽量フェンス等設置補助対象（除却補助対象事業に限る）

ブロック塀等の除却跡地に軽量フェンス等を設置する場合、次の条件のいずれかに該当するものであること。

アルミフェンス等を設置する場合には、基礎等を設置するなどして適切に固定するもの。

基礎に利用する目的であっても、新たにブロックを積んだ場合は補助対象外となります。

生け垣を設置する場合は、1m以上の苗木を用いて50cm以下の間隔で植栽し、支柱等により適切に固定するもの。

補助金額

1mあたり4,000円又は設置費用の1/3のいずれか低い額。（限度額10万円）

申込期間

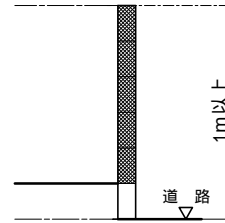
令和元年5月13日（月）から令和元年12月6日（金）まで。

（令和2年1月末までに工事が完了するものに限る。）

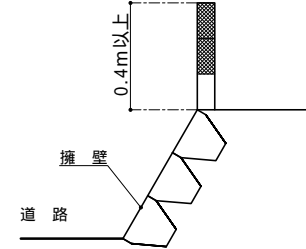
問い合わせ先

石巻市建設部建築指導課 電話 0225-95-1111（内線）5675、5679

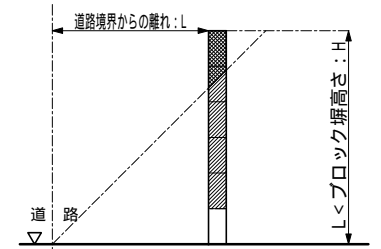
道路からの高さが1m以上のもの。



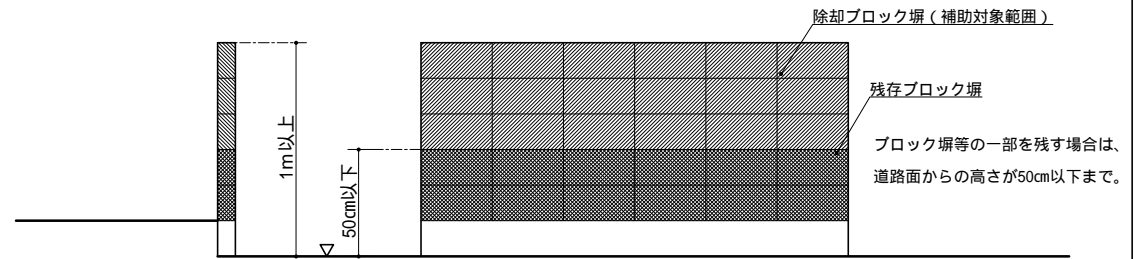
擁壁上の場合は、0.4m以上のもの。



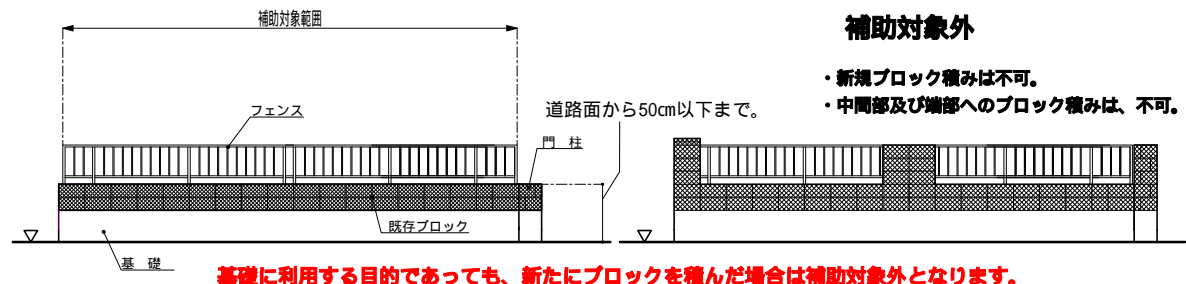
道路境界まで距離(L) < ブロック塀高さ(H)



ブロック塀の一部を除却する場合、残せるブロック塀の範囲は、道路面からの高さが50cmまで。



アルミフェンス等を設置する場合には、基礎等を設置するなどして適切に固定するもの。



生け垣を設置する場合は、1m以上の苗木を用いて50cm以下の間隔で植栽し、支柱等により適切に固定するもの。

